

# 茨城県報

第493号

平成5年10月25日

月曜日

## 目次

### 規則

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ●茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（職業安定課） | ページ |
| .....                           | 1   |

### 告示

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| ●救急医療協力診療所の指定（医療整備課）           | 2 |
| ●結核予防法第36条の規定による医療機関の指定（保健予防課） | 3 |
| ●家畜伝染病の発生及び転帰の報告（畜産課）          | 3 |
| ●木材業者等の登録（林政課）                 | 3 |
| ●道路の区域の変更（道路維持課）               | 4 |
| ●道路の供用の開始（2件）（道路維持課）           | 4 |

### （大規模小売店舗審議会）

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 | 5 |
|--------------------------|---|

### 公告

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ●地籍調査の成果認証（農地計画課）    | 6 |
| ●公共測量の実施（2件）（用地課）    | 6 |
| ●開発行為の工事完了（建築指導課）    | 7 |
| ●道路の位置の指定（4件）（建築指導課） | 7 |

## 規則

### 茨城県規則第81号

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成5年10月25日

茨城県知事 橋本 昌

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

茨城県職場適応訓練委託規則（昭和38年茨城県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「3,000円を超え」を「3,500円を超え」に、「決定基準額（3,000円, 3,500円）」を「算定基礎額（3,500円）」に改める。

第11条第2項第1号中「21,700円」を「22,300円」に改め、同項第2号中「22,700円」を「23,300円」に改め、同条第3項第1号中「860円」を「890円」に改め、同項第2号中「900円」を「930円」に改める。

別表中「

知能検査によって測定された知能指数 (IQ) が 40 から 49 までの精神薄弱者であって、労働省編一般職業適正検査 (事業所用) (略称 G A T B - II) の手腕作業検査盤を使用し、その器具検査 1 (さし込み検査) 又は器具検査 2 (さし替え検査) の評価のいずれかが中あるもの

を

「

障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号) 第 2 条第 5 号に規定する者

に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県職場適応訓練委託規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 5 年 3 月 31 日以前に実施した職場適応訓練に係る職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の茨城県職場適応訓練委託規則の規定により平成 5 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に受託事業主に対して支給された職場適応訓練費は、改正後の規則の規定による職場適応訓練費の内払とみなす。

**告 示**

茨城県告示第 1201 号

次の診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和 52 年茨城県規則第 11 号) 第 2 条の規定による申出があったので、同規則第 3 条の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成 5 年 10 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
羽 生 医 院	行方郡麻生町麻生 1 1 1 8



茨城県告示第1202号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定したので公示する。

平成 5 年 10 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂本内科医院	水戸市見川 2-192-3	平成 5 年 10 月 1 日

茨城県告示第1203号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があった。

平成 5 年 10 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

病名 豚丹毒

畜 種	発生頭数	発生日	転帰日	転 帰	発 生 場 所
豚	23	5.10.4	5.10.4	死 亡 10 自衛殺 3 回 復 10	新治郡新治村

茨城県告示第1204号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

平成 5 年 10 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年 月 日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者 氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
3058	5.10.18	行方郡牛堀町 大字堀ノ内1415	茂木四郎	茂木林業	住所に 同 じ	商号に 同 じ	素 材 生 産 業	

## 茨城県告示第1205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規程に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成5年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成5年10月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字西塩子 字上ノ内下320番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 8.0	515	
		最小 5.0		
		最大 16.0	520	
那珂郡大宮町大字西塩子 字門前平134番1地先まで	新	最大 16.0	520	移 管
		最小 12.0		

## 茨城県告示第1206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規程に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成5年10月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 上新田木原線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字牛込字牛込1176番地先から  
稲敷郡美浦村大字大須賀津字塚下390番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 5 年 10 月 25 日

茨城県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規程に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 5 年 10 月 25 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 5 年 10 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 取手東線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字六角字大割195番1地先から  
稲敷郡東村大字結佐字流作3949番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 5 年 10 月 25 日

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第66号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令  
第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容  
を記載した書面に、「（1）氏名又は名称及び住所（2）事業者にあつては、その事業の種類（3）  
略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）（4）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて  
本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到  
着するように提出して下さい。

平成 5 年 10 月 25 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 マルヤ
- 2 届出者の住所 埼玉県春日部市大字小淵 243
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
牛久神立ビル  
牛久市柏田町東特定土地区画整理 6 1 街区① 外

- 4 開 店 日 平成6年6月1日  
 5 店 舗 面 積 2,214㎡  
 6 主として販売する物品の種類  
 食料品外

## 公 告

### ●地籍調査の成果認証

下妻市，石岡市，鹿島郡旭村の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成5年10月25日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	下妻市，石岡市，鹿島郡旭村
調査を行った期間	下妻市大字大木，神明，若柳，下宮，北大宝の各一部 昭和62年6月22日から昭和63年3月10日まで 石岡市大字並木，鹿の子四丁目の全部及び大字石岡，村上， 染谷，鹿の子二丁目，鹿の子三丁目，相原町の各一部 平成3年11月18日から平成4年3月10日まで 鹿島郡旭村大字箕輪の一部 平成3年6月27日から平成4年2月21日まで
認 証 年 月 日	平成5年10月18日

### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第14条第3項の規定により公示する。

平成5年10月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 茨 城 町  
 2 作 業 種 類 公共測量（骨格測量）  
 3 作 業 期 間 平成5年10月25日から平成5年12月18日まで  
 4 作 業 地 域 東茨城郡茨城町大字前田，大字長岡の一部

- 1 測 量 機 関 水 海 道 市
- 2 作 業 種 類 公 共 測 量（土 地 区 画 整 理 現 況 図 作 成）
- 3 作 業 期 間 平 成 5 年 10 月 20 日 から 平 成 6 年 3 月 25 日 ま で
- 4 作 業 地 域 茨 城 県 水 海 道 市 豊 岡 町 区 域

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年10月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字西寺甲1330番25，字蛇峯甲1332番1から同番3まで，  
 美浦村大字信太字芝ヶ谷280番2，283番
- 2 事業主の住所及び氏名  
 東京都江東区亀戸9丁目8番20号  
 野村鋼機 株式会社  
 代表取締役 湊 義 明

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年10月15日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1964号	5.10.8	大平美代子	西茨城郡友部町 南友部746-2	西茨城郡友部町大字南 友部字原582-6	メートル 4.25	メートル 59.83
高土木指令 第384号	5.10.14	財団法人 高萩市住宅 公社理事長 大久保 清	高萩市本町1丁 目100番地	高萩市大字安良川 字神宮寺1839-9， 1839-14 字カッタ沢1237-2	6.15	50.50

水土木指令 第1978号	5.10.12	高屋 政利	西茨城郡友部町 美原1丁目9- 25	西茨城郡友部町美原1 丁目1470, -2019, - 2020, -2023, -2024, -2025, -2026, -20 27, -2028, -2032, -2033	6.15	117.82
浦土木指令 第1571号	5.10.12	海老澤廣徳	石岡市東石岡2 -10-37	石岡市東石岡3丁目40 28-1, 4028-2	4.10	33.76



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) 金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)